

様式第7号（第9条関係）

一般廃棄物処理業許可証

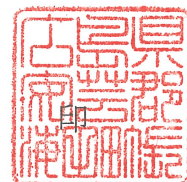
指令海地み第210号

令和8年3月13日

住所 広島市安芸区船越南五丁目11番1号

氏名 株式会社 タイヨー 様

海田町長 竹野内 啓佑



令和8年1月27日付けで申請の一般廃棄物処理業（更新）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項の規定により、つぎのとおり許可します。

事務所又は事業所の所在地	広島市安芸区船越南五丁目11番1号
事務所又は事業所の名称	株式会社 タイヨー
取扱う一般廃棄物の種類	固形状一般廃棄物
事業の範囲	収 集 ・ 運 搬
営業の区域	海 田 町 全 域
許可期間	令和8年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日
(許可条件) 1 許可業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例、規則に定める事項を遵守し、誠意をもってこれに専念すること。 2 業務上における関係住民からの苦情等については、自ら責任をもって処理すること。 3 この許可証は、事務所内の見えやすい所に掲示すること。	